

航路標識整備事業

平成17年度				事後評価						
事業名(箇所名)	追越港東防波堤灯台	担当課	海上保安庁交通部計画運用課	事業主体	海上保安庁					
		担当課長名	三村 孝慈							
実施箇所	青森県三戸郡階上町(追越港東防波堤外端)									
該当基準	事業完了後一定期間(5年以内)が経過した事業									
事業諸元	灯塔(FRP)、LED灯器、太陽電池装置、蓄電池									
事業期間	事業採択	平成12年度	完了	平成12年度						
総事業費(億円)	採択時	0.05		完了時	0.03					
目的・必要性	<p>追越港は、青森県南東に位置した漁港で、刺し網、縄かご漁を主とする漁船が昼夜を問わず多数利用している。このため、同港に出入港する漁船が港口の所在を明確に把握する必要があることから、東防波堤先端に港湾標識を整備し、船舶交通の安全と運航能率の向上を図る。</p>									
費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化	通航船舶隻数 計画時 12,075隻/年 → 実績 11,016隻/年									
事業全体の投資効率性	基準年度	平成17年度								
	B.総便益(億円)	0.45	C.総費用(億円)	0.08	B/C	5.89	B-C	0.38	EIRR (%)	53.0
事業の効果の発現状況	運航経費節減時間 441時間/年									
事業実施による環境の変化	特になし									
社会経済情勢等の変化	特になし									
今後の事後評価の必要性	今後とも便益の発生が見込まれることから、今後の事後評価は必要なし									
改善措置の必要性	便益が十分に発生しているため、必要なし									
同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性	特になし									
対応方針	対応なし									
対応方針理由	-									
その他	-									

追越港東防波堤灯台

